

京都における交通安全対策

京都府警察本部

交通部交通企画課交通戦略室交通戦略係長 友廣 健介 様

—交通戦略係というのはどういうお仕事をされている部署ですか。

じられますか。

京都府警の交通部では、交通事故をゼロにすることを目標に活動しています。現時点では年間およそ50件の死亡事故が起きてしまっていますが、どういう戦略でどのような取り組みをしていけば事故が1件でも少なくなるのかを考えるのが交通戦略係の仕事です。

京都市は人口規模の多い観光都市であるためにバス・タクシーがよく見られますし、住み始めると自転車社会だと感じます。そのような中での交通安全対策の難しさは、どのようなところにあると感

京都市は人口規模の大きい政令指定都市です。また、他の都道府県から転入してきた大学生も多く、住民基本台帳に基づく人口以上に多くの人が住んでおられると思われます。加えて観光客の入洛も多いため、非常にたくさんの人を対象に交通安全の施策を進めていくことになります。そのため、そもそもターゲットにどうやってアプリケーション（道路交通に関する条約「ジュネーブ条約」）に則って日本の交通ルールを学んでいただくことになります。他方で、最近ではレンタサイクルが手軽に利用できるこ

と思います。外国人観光客へのアプリケーションにおいて工夫している点はありますか。

自動車の左側通行・右側通行や赤信号に対する認識など、日本と外国では交通ルールがかなり違うこともあります。外国人の方が日本で自動車を運転する場合は国際運転免許証が必要であり、国際ル

ル（道路交通に関する条約「ジュネーブ条約」）に則って日本の交通ルールを学んでいただくことになります。他方で、最近ではレンタサイクルが手軽に利用できるこ

ともあり、外国人観光客の方が乗られることもあります。自転車は免許制度によらないので、自転車の交通ルールに関する資料を英語で用意し、京都府警のホームページに掲載しています。また、レンタサイクル業者にも協力を依頼しており、府警が依頼した外国语表記のルールブックのパンフレットをレンタルに来られた外国人の方に渡していただいています（写真1・2・3）。

—交通安全に限つた話ではありますせんが、交番での言語対応はどのような形で進めていますか。

まず都道府県警一般に見られる取組として、外國語が堪能な警察職員を通訳人に指定する制度があります。また、京都府警では英語



写真1：「外国人向け自転車資料」を展開している京都府警のホームページ

(URL : https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotukoki_k_t/jitensha/gaikokujin.html.)

2024年1月11日最終閲覧)

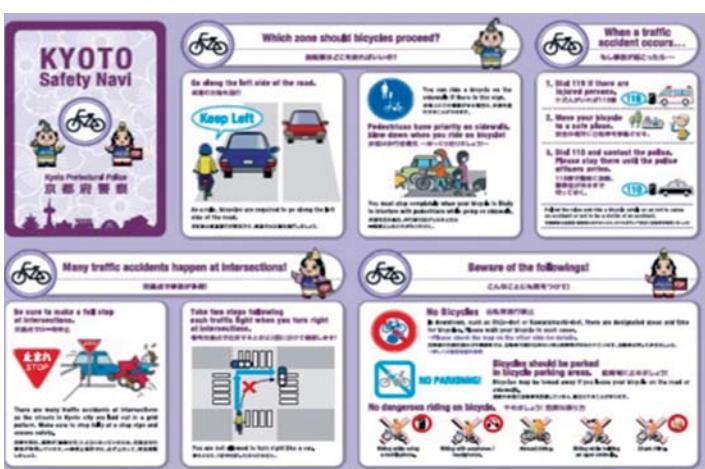


写真2：「外国人向け自転車リーフレット『セーフティナビ』」の英語版。1枚で簡潔にまとめられており、他に中国語版も展開されている。

でコミュニケーションを取れる程度の語学力を有する職員を、おもてなし通訳人に認定しています。警察官だけが対応するのではなく、民間の方の力も借りています。また、多言語ボードというのも設置しています。警察官からの質問に対する想定される答えをボードに表記したもので、外国人の方にボード上の、例えば「財布を落と

した」の部分を指差してもらうことでコミュニケーションを取るという方法です。最近では通訳アプリを活用して、簡易的にコミュニケーションを取るということもあります。

—他のターゲットとして、例えば高齢者は外出頻度が低い人やデジタルに不慣れな人も多く、接点が確かに高齢者に対してもうどうかは問題になっています。自分が警察官になつた頃だと、例えば老人クラブにアプローチするのが確かに交通安全に対する情報を届けるのが問題になっています。自分が日常的に使用する店舗に協力をお願いし、交通安全に関するポスターを掲示してもらつたり、店内放送で交通安全を呼びかけてもらつたりすることで、高齢者の方に交通安全情報が届くよう工夫しながら取り組んでいます。

—これまで京都市に住む人・訪れる人の属性に注目してお話を伺つてきましたが、京都市は狭い道が多いなど、まちの構造も特徴的だと思います。実際に、京都府警が公開している犯罪・交通事故情報マップを見ると、大きな道路同士が交わる地点での事故も多く見られる一方で、狭い路地に入るところでの出会い頭の事故もこれま

主軸の手段でしたが、近年はそれらのコミュニティも希薄になりつつあります。このような中で京都府警が取り組んでいることとしては、例えば交通安全モデル店舗というものがあります。スーパーマーケットや薬局など、高齢者の方が警察官になつた頃だと、例えば老人クラブにアプローチするのが確実にあります。京都府警が取り組んでいることとしては、例えば交通安全モデル店舗とい

多くの発生しているように感じました。実際に、京都の道の特性ゆえに起きている特徴的な交通事故はあると感じられますか

特に京都市内についてはそうだと感じます。京都府警ではGIS（地理情報システム）を活用して、人身事故の過去10年のデータを全て地図に落とし込んで分析しています。そこから特徴的な事故を捉えると、道幅が広く交通量の多い道路イコール事故が多い、というわけでは必ずしもありません。むしろ、いわゆる田の字地区というような、京都の中心部にある30m

このような道路だと、自転車が顕著なのですが、短い距離を走って停止し、また走り出すというのを繰り返すことを煩わしく感じやすいと思われます。特に毎日通つているような道路だと、この時間帯ならクロスする道路から車は来ないだろう、という思い込みをしてしまいますが、実際には今日大丈夫だからといって明日もそうだという保証はないわけですが、見知った道であるが故の安心から油断してしまい、事故を起こしてしまふうに思います。

京都府警としては、GISをも

で多く発生しているように感じました。実際に、京都の道の特性ゆえに起きている特徴的な交通事故はあると感じられますか



写真3：「自転車の交通ルール」という資料の中国語版。他には英語・ベトナム語版が掲載されており、12～13ページの資料になっている。

から50mほどで一時停止が繰り返されるような小さな交差点で交通事故が蓄積している印象です。



写真4：京都府警が公開している「犯罪・交通事故情報マップ」

[URL : https://www.pref.kyoto.jp/fukei/crime_accident_map.html. 2024年1月11日最終閲覧]。

写真は交通事故情報のみを絞ってマップに表示するよう選択しているが、ひたくり・路上強盗などの犯罪情報をマップ上で確認することもできる)

とに過去に交通事故の多く発生している時間と場所に重点を絞つて交通指導取締りをしたり、街頭で交通事故防止の呼びかけをしたりしています。私達の仕事は交通事故をなくすことが目的ですから、現に事故が発生しているところで取締りを行う方が市民からの共感を得やすく、目的の達成にも効果的です。

—京都市は自転車社会だと感じたと先ほど申し上げました。基本計画を見ると、人身事故のうち自転車が関わった事故が全体の20%くらいで、そのままトレンドとして停滞しています。あくまで自分の感覚ですが、歩道に自転車・歩行者が混じっている状況、京都市の交通安全計画にいう「異種交通」が自転車の関わる事故の一つの要因ではないかと感じます。

多様な乗り物が交錯することによって交通事故が発生するのはそ

の通りですし、その中で顕著なのが歩道です。自転車は車道を通るのが原則ですが、歩道通行可という規制があれば可能という区分けになっています。また、歩道通行可という規制がなくても、70歳以上や13歳未満の方は歩道を通ってもいいという例外規定もあります。

基本的に道路標識で規制をしていますが、一見しただけでは目の前の歩道が自転車通行可なのか分かりづらい箇所もあります。自転車はユーチャーが保育園児から高齢者まで幅広い一方で、一人一人にルールを浸透させるのが難しいと感じています。自転車は免許制度をとっているわけではないので、完全にルールを把握しないままに道路交通の場に出て行ってしまうことも多いと思われます。このように、自転車に関しては法律の周知と浸透が難しい状況です。

—自転車に関する交通安全対策として、京都府警ではどのような取

り組みが行われているのですか。

令和5年7月に特定小型原動機付自転車に関する規定が整備され、一定の基準を満たすものについては特例特定原動機付自転車として、自転車歩道通行可の歩道に限り通行することができます。京都府警では、歩道上での歩行者・自転車・特例特定小型原動機付自転車の交錯を避けるため、幅員の狭い歩道については、自転車歩道通行可の規制を解除しています。

もともと昭和40年代のいわゆる交通戦争と言われた時期には、自動車は危ないから歩道を走らせようという動きがありましたが、今は逆に歩道から下ろして車道を走らせるという方向に舵が切られています。とはいえ、長年歩道において歩行者と自転車が共存してきたので、市民の皆さんにとっては自転車で車道を走ることには抵抗があると思います。ましてや京都

は道幅がすごく狭いので、車道の左側端を走るのを怖いと感じる方も多いと思います。他方で自動車ドライバーからしても、自転車が車道を走っていると運転しづらいというのが正直なところでしょう。

現時点では自転車と自動車、お互いあまり良い関係にない状況です。しかしルール上自転車は車の仲間であり、車道が原則です。自動車ドライバーも時には自転車に乗るでしょうし、逆も然りです。お互い様の精神で、思いやりをもつて狭い京都の道を通行していただければと思います。

道路が広ければ自転車・自動車の通行空間を分けることもできます。実際に、京都府警の建物の正面入り口に面した道路では、自転車専用通行帯が設けられています。しかし街の中ではなかなかこのような区分は難しい状況なので、道路管理者により車道の左側端に自転車のマーク（自転車走行推奨帯）を表示してドライバーおよび自転

車ユーチャーに対して通行すべき場所を明示して周知していくやり方を主にとっています。

—京都市の交通のもう一つの特色

は、三大祭などの関係で、交通規制が比較的多いことではないかと思います。交通規制ではどのようなことを重視していますか。

まず、基本的に規制は最小限にすることです。円滑な交通を確保しながら、祭の進行の安全性も確保することを重視しています。

住民の方も交通規制に関して理解の深い方が多い印象で、交通規制によつて大きな混乱が生じることはありませんが、規制に関する広報は大切だと感じます。

また、毎年決まった時期に交通規制を行つてはいますが、マニュアルとして決まっているわけではなく、常に計画を見直しています。

例えば、今年度からはインバウンドが戻つてきているので、指定通訳人を多く投入するなど外国人に対する広報に入れました。

—次に道路交通法の改正に関して伺いたく存じます。道路交通法は

改正の頻度が高い法律で、都道府県警としても対応には苦労があるのではないかと感じますが、実際のではどうでしょうか。

確かに改正が多い法律だと思いま

す。今年度ですと、4月1日に自転車ヘルメットの着用の努力義務、遠隔操作の配達ロボットに関する改正が行われており、また7月には特定小型原動機付自転車に関する改正法が施行しました。都道府県警としてはその都度関連規定を組み替えるなどの事務作業もちろん必要になりますが、それ以上に、新ルールを現場の警察官

や住民に伝えることに関して非常に対応しています。重要なので、職員教養として研修を開くなどして対応しています。

—全国で見て最も着用率が高いのは愛媛県で、59.9%ですね。京都府

が10.5%なので、6倍近くと考えると想像が難しいほど高い着用率だと思います。愛媛県警に実際に尋ねてみると、ヘルメット着用に関して下地があつたのが大きな理由だと思われます。今回の改正以前から、愛媛県では条例（「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」）で全ての自転車利用者がヘルメットを着用するよう規定されました。また、中学生や高校生の自転車通学も多いようです。学校単位でヘルメットを被るよう、という指導・ルールが定されていました。すると、ヘルメットに対する抵抗感を持たずに大人になつても抵抗感を持たずに大人になつても着用を続けている人が多いと考えられます。

ような都道府県ごとの違いは何に由来すると考えられますか。

—愛媛県の例も当てはまります
が、ヘルメットの着用率を上昇させ
るためにある程度長い目で見
て取り組む必要があるのでない
かと感じます。

歴史を遡ると、バイクに乗る際
のヘルメット着用や自動車のシート
ベルトも不要な時期もありまし
たが、今ではこれらは常識となっ
ています。自転車のヘルメット着
用も同じようなものに位置付けら
れると思いますが、常識になるに
は一定の時間がかかることは確か
だと思います。全国統計によると、
自転車乗車中死者の人身損傷部位
の約6割が頭部であることなど、
自転車乗車時の頭部保護の重要性
とヘルメット着用による被害軽減
効果について広報啓発していくた
いと考えています。

—自転車ヘルメットの着用促進に

向けて、京都府警としてはどのよ
うな取り組みを行っているのでしょ
うか。

京都府警では普及を進めるにあ
たって、自転車ヘルメットを着用
しない理由をアンケート調査しま
した。それに基づくと、着用しな
い理由は大きく分けて3つです。

1つ目は髪型が崩れてしまうから、

2つ目は自身で用意せねばならず

お金がかかるから、3つ目は他の

人が被っていないからです。1つ

目や2つ目に関しては、ヘルメッ
トを着用した際のメリットを具体

的にわかりやすく伝え、自分の身

を守るためにヘルメットを被ろう

と思つてもらうのが一番の近道だ

と思います。万が一交通事故に遭つ

た時にヘルメットを着用している

のとしていいのとでは全く違う

ということを個別に伝え、理解し

てもらうことが必要です。

3つ目の「他の人が被っていない
から」という理由は日本人特有か
かもしれません。逆に言えば、コロ
ナ禍におけるマスクと同様に、周
りが着用していれば、自分も着用
しないと変だと思う人が多いのでは
ないでしょうか。そのような考えの
もと、京都府警としてはスケール

メリットを活かした取組として、
自転車ヘルメット着用促進モデル
事業所・自転車ヘルメット着用促
進宣言事業所の認定を行っています。
会社単位で自転車を保有して
いる会社で、従業員が通勤等で自
転車を活用する際にはヘルメット
を着用させる」ことを宣言していたり、
従業員がヘルメットを購入する際
に補助金を出したりといった取り

京都府では令和4年に24時間以内の事故死者数が統計上最少を記録しました。これは当然府警の取り組みだけによるものではなく、皆さんの交通リテラシーの向上、医療技術の向上、自動車の自動ブレーキ機能等の発達など、さまざま要因があつてのことです。しかし、減少率自体は鈍化している

状況です。実際に令和5年は令和4年に比べて増加しており、底を

—最後に、京都市民の皆さんや学生にメッセージをお願いします。
京都府では令和4年に24時間以内の事故死者数が統計上最少を記録しました。これは当然府警の取り組みだけによるものではなく、皆さんの交通リテラシーの向上、医療技術の向上、自動車の自動ブレーキ機能等の発達など、さまざま要因があつてのことです。しかし、減少率自体は鈍化している状況です。実際に令和5年は令和4年に比べて増加しており、底を

3つ目の「他の人が被っていないから」という理由は日本人特有かもしれません。逆に言えば、コロナ禍におけるマスクと同様に、周りが着用していれば、自分も着用しないと変だと思う人が多いのではないでしょうか。そのような考え方のもと、京都府警としてはスケールメリットを活かした取組として、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所・自転車ヘルメット着用促進宣言事業所の認定を行っています。会社単位で自転車を保有している会社で、従業員が通勤等で自転車を活用する際にはヘルメットを着用させる」ことを宣言していたり、従業員がヘルメットを購入する際に補助金を出したりといった取り組みを行っている会社に対して、交通部長や管轄の警察署長が認定し、京都府警のホームページ⁽²⁾で会社名を載せています。企業側としても、ホームページに掲載され

(2) https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/jitensha/helmet.html 2024年1月11日最終閲覧

友廣 健介
ともひろ けんすけ

平成16年 拝命
平成31年4月から交通戦略係長

打ったのではないかという批判もあります。しかし交通部としては「交通事故死者数をゼロにする」というのが究極の目標であり、その達成のためには皆さんの交通安全意識を高め、実際に実行・実践してもらうことが重要です。

うのは小さな子供でも知っていることです。しかし、車が来てないから、今日は急いでいるからという理由で渡ってしまう。最初は警察に見つかったらどうしようか心配するかもしれないけれども、繰り返していくうちに今回も警察に見つからなかつたから、というこ

とで赤信号無視が通常になつていいんだと思います。しかし忘れてはならないのは、京都府では交通事故で年間50人近くの方が亡くなつているという現実です。それが自分の家族だったら、恋人だったら、ということを考えれば、同じよう

います。京都府警では「はんなり運転」と銘打っていますが、ぜひ自身の交通行動に自覚を持つていただき、お互い様の精神で余裕のある運転を心がけていただければと思います。

(インタビュアー・勝木美衣)